

第3節 火の使用に関する制限等

(喫煙等)

第23条 次に掲げる場所で消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において消防署長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）の舞台又は客席

(2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。）の売場又は展示部分

(3) 前2号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生じるおそれのある場所

2 前項の消防長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は地を赤色、文字を白色とするものとする。

3 第1項の消防長が指定する場所を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防署長が火災予防上必要と認める措置

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。）

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防署長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、消防署長が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認め

るときは、この限りでない。

- 7 第1項の消防長の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

【解釈及び運用】

1 本条は、特に劇場、百貨店等で火災が発生した場合に人命危険、延焼拡大危険が大きいことから、主として公衆の出入りする場所における喫煙、火気使用又は危険物品持ち込み等の制限、標識の設置、喫煙所の設置及び当該場所の関係者の喫煙等の制止義務を規定したものである。

2 第1項の規定は火災の予防と人命の安全を確保する観点から、不特定多数の者の出入りする場所において、喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込みの行為を禁止した規定である。

その場所の指定権者は消防長であり、施行規程第8条により、次のとおり指定をしている。

『(1) 喫煙若しくは裸火の使用又は危険物品の持込み

ア 劇場、映画館又は演芸場の舞台及び客席

イ 観覧場の舞台及び客席（喫煙にあつては、屋外の客席及び全ての床が不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られた屋内の客席を除く。）

ウ 公会堂又は集会場の舞台及び客席（喫煙にあつては、喫煙設備のある客席を除く。）

エ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店の舞台

オ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（床面積の合計が1,500㎡以上のものに限る。）の売場及び通常客の出入りする部分（喫煙にあつては、食堂部分で喫煙設備のある場所を除く。）

カ 屋内展示場で公衆の出入りする部分（喫煙にあつては、食堂部分で喫煙設備のある場所を除く。）

キ 旅館、ホテル、宿泊所又は公衆浴場の舞台

ク 高さ100m以上の建築物で公衆の通行の用に供する部分

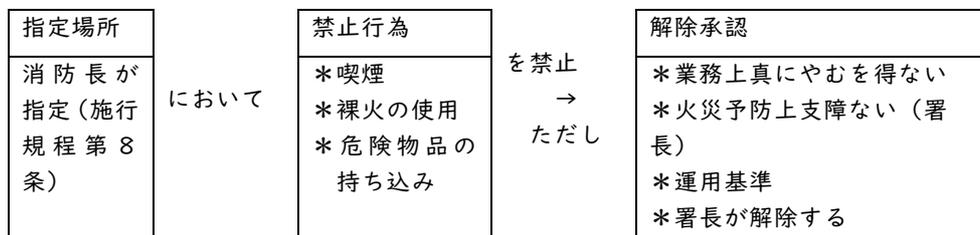
(2) 危険物品の持込み

ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（前号アからウまでに掲げる場所を除く。）の公衆の出入りする部分

イ 車両の停車場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）で公衆の出入りする部分

3 第1項本文及び指定が一般的、画一的な規定であるため、実情に合致しない点等が生じるので、ただし書の規定により特に必要な場合で消防署長が基準に適合していると認めた場合は規制を解除し、禁止されている行為を行うことができることとしている。

(1) 特に必要な場合、つまり業務のため使用、持ち込まなければならない等、真にやむを得ない事情がある場合で消防署長が火災予防上支障がないと認める場合である。



(2) 承認

第1項本文により、一般的に禁止されている劇場等又は百貨店等の指定場所における喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込について、その禁止を解除し、適法にこれらの行為を行える自由を回復させることである。

4 「裸火」とは、「酸化反応を伴う赤熱部又はこれから発する炎が外部に露出している火」をいい、露出してアーク、火花を発するものや赤熱したニクロム線等が露出しているものを含めて規制の対象としている。

5 「危険物品」とは、法別表第1に掲げる危険物、別表第7に掲げる可燃性固体類及び可燃性液体類、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通産省令第53号）第2条第1号に定める可燃性ガス（爆発限界の下限が10パーセント以下のもの及び爆発限界の上限と下限の差が20パーセント以上のもの）及び火薬類取締法第2条第1項（火薬、爆薬及び加工品）に掲げる火薬類（※第2条第2項に掲げるがん具用煙火を含んでいる。）

6 「持ち込む」とは、危険物品で容易に移動又は持ち運び可能なものを禁止された場所へ持ち込むことをいう。

7 「火災予防上支障がないと認める」とは、本来禁止されている場所で、禁止されている行為を行おうとする場合に、当該行為を解除承認しようとするものであるから、その行為により生じる危険性或は増大するであろう危険性等について、その防止上必要な措置を講じなければ承認されない。その判断及び処理基準として「浜松市火災予防条例第23条の運用に関する要綱」（以下「23条要綱」という。）を制定している。

8 第2項の規定は、指定した場所に禁煙、裸火の使用又は危険物品の持ち込みを禁止する旨の標識を設けることについて定め、標識については予防規則第8条に定めている。

また、第4項において、図記号による標識を設ける場合の様式も規定しているが、これは外国人等にとっても容易に識別できるものとするため、ISO（国際標準化機構）やJIS（日本産業規格）に適合しているものとしなければならない。

なお、この設置場所は当該場所の前面あるいは出入口等の見やすい位置としている。

9 第3項（第5項ただし書の階ごとに設けないことができる場合も含む。）の規定は、喫煙を全面的に禁止するか、又は適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所を設けて喫煙できることとするかのいずれかを、防火対象物の関係者が選択することとしている。

喫煙を全面的に禁止する場合においては、次のような措置を講じる必要がある。

(1) 防火対象物の入口等の見やすい箇所又は喫煙所を設けない階の見やすい箇所に当該防火対象物が全面的に喫煙が禁止されている旨又は当該階が全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置

(2) 定期的な館内巡視

(3) 防火対象物が全面的に禁煙である旨又は当該階が全面的に禁煙である旨、別の階に設けられている喫煙所の案内等の館内一斉放送

(4) その他防火対象物の使用形態等に応じ、消防署長が火災予防上必要と認める措置

10 第5項及び第6項の規定は、劇場等に設ける喫煙所について定めたものであり、客席及び廊下以外の場所、つまり通行、避難の障害とならない場所に設け、その床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上とすることとしている。

「通行の用に供しない部分」には、廊下が建築基準関係法令において要求される数値を超える幅を有する場合においては、突出した柱等の間の部分等（当該超える部分に限る。）も含まれるものと解する。

11 第7項の規定は、禁止場所において禁止されている行為をしようとする者がある場合における関係者の制止義務を定めたものである。

この場合における関係者は所有者、管理者、占有者である。これは、当該防火対象物全般の管理責任は所有者、管理者、占有者が負うべきものであり、かつ、本項でいう喫煙等の制止のような火気管理等は、防火対象物の管理上の問題として捉えられるからである。

関係者の制止義務は、使用人又は従業員等をして行われるのが一般的であるが、使用人、従業員自身には制止義務が課せられていないので、自己の制止義務を使用人等を通じて適正に行わなければならない。

「制止」とは、喫煙等の禁止場所において喫煙等の禁止行為を行っている者に対し、喫煙等をしてはならないこと、あるいは所定の適法な場所において喫煙等を行うよう告げることである。

なお、制止の方法は喫煙等を行っている者に対し、直接でも放送等を通じて行ってもよい。

12 第7項の規定の存在は、消防吏員の制止行為を排斥するものではなく、立入検査が適法なものである以上その職務執行中に消防吏員が火災予防のために制止をなすことは、たとえ法令に直接規定されたものでないとしても職務の範囲に属するものである。

制止の指導要領としては、違反行為者を発見したときは周囲への影響を考慮し、禁止行為の趣旨を説明し、行政目的を達するようすべきである。

なお、暴力又は脅迫をなす場合においては、法第4条に基づく立入検査の範ちゅうであることから公務執行妨害罪が成立(刑法第95条)するが、この場合はできる限り警察官の出向を求め、処置することが大切で、対象物の関係者をして、警察官への連絡を直ちに促すことを忘れてはならない。しかし、ここで注意をしなければならないことは、行為者を罰することではなく、あくまで火災予防上の見地から積極的に協力させることにあることを忘れてはならない。

13 これらのほか、第1項のただし書の規定による承認の基準、指定場所の範囲の取扱い、禁止行為の取扱い、標識の設置及び図式記号、喫煙所の設置などについては、23条要綱、浜松市火災予防条例第23条の運用に関する要綱に関する事務及び解説について(令和7年8月1日付浜消予通第7号)を参照すること。

(空地及び空家の管理)

第24条 空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯れ草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

2 空家の所有者又は管理者は、当該空家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、空地の枯れ草等及び空家からの出火防止を図るため、空地については枯草の除去等を、空家については侵入防止措置等をそれぞれの所有者等に義務付けたものである。
- 2 「空地」とは、屋外の全ての土地の空間部分のことであるが、本条は、火災の発生又は延焼の危険が大きい市街地等における空地に枯草等の燃焼のおそれのある物件が放置されている場合に限定して運用することとしている。
- 3 「枯れ草等の燃焼のおそれのある物件」とは、次に掲げるものが考えられる。
 - (1) 枯草（枯れた草であり、青草は含まれない。）
 - (2) ダンボール箱等の紙製品
 - (3) 工作物の除去に伴って生じた可燃性の不要物、廃材等
 - (4) 木くず、紙くず、繊維くず等容易に着火するおそれのある物件
 - (5) 廃プラスチック
 - (6) ゴムくず
- 4 第2項の規定は空家が出火場所となる火災事例が多いことから放火、火遊び等による火災を防止するため、空家の所有者又は管理者に対して、当該空家におやみに人が出入りできないよう施錠すること、第一着火物となり易い可燃性の物品を周囲に放置しないこと、ガス及び電気の確実な遮断、危険物品の除去、定期的な状況の確認等、空家における火災を防止する上で必要な措置を講じることを定めたものである。

「空家」とは、現に人の住んでいない住宅や使用されていない事務所、工場等の建物のほか、例えば居住者が入院などのため長期にわたって不在の住宅、建て替えなどのため取り壊すことになっている建物などをいう。

(たき火)

第25条 可燃性の物品その他の可燃物の近くにおいては、たき火をしてはならない。

2 たき火をする場合においては、消火準備その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

【解釈及び運用】

1 本条は、一般に可燃物の近くでたき火をしてはならないこと及びたき火をする際の措置を規定したものである。

なお、本条は平常時の気象時におけるたき火の制限についての一般的な規定であり、第29条は異常気象時における火気の制限を特別に規定したものである。

2 「たき火」とは、およそ火を使用する設備、器具を用いなくて、又はこれらの設備、器具による場合でもその本来の使用方法によらないで、火をたくことをいう。

不用品の廃棄又は採暖の目的で火をたく場合のみならず、炊事、作業等の目的で火をたく場合もこれに含まれる。

3 「可燃物」とは、引火性の物品や火薬類、ニトロ化合物等のように瞬時に燃焼する爆発性の物品を当然含み、全ての燃えやすいものを総称している。

4 「可燃物の近く」とは、たき火の規模及び可燃物の性状、気象条件等により一定することはできないので、実体的に判断するものとしている。

5 第2項の「火災予防上必要な措置」とは、おおむね次に掲げるものをいう。

(1) 水バケツ、スコップ、消火器等を準備しておくこと。たき火の規模及び方法によっては高性能の消火用具を備えること。

(2) 火の粉の飛散防止のため、地面に穴を掘り、その中で燃やすとか、不燃性容器等を使用すること。

(3) 気象条件、燃焼状態に対応できるよう責任ある監視人を置くこと。

(4) 火災とまぎらわしい煙又は炎を発する場合は、第45条第1号に基づいてあらかじめ届け出ること。

(がん具用煙火)

第26条 がん具用煙火は、火災予防上支障のある場所で消費してはならない。

- 2 がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、炎、火花又は高温体との接近を避けなければならない。
- 3 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第91条第2号で定める数量の5分の1以上同号で定める数量以下のがん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防災処理を施した覆いをしなければならない。

【解釈及び運用】

1 本条は、がん具用煙火の消費、貯蔵及び取扱いについて規定したものである。

なお、火薬類取締法によって規制を受ける場合においては、同法の規定によることとなり、本条の規制は適用されない。

例えば、火薬庫、あるいは県知事又は指定都市の長（浜松市においては委任され、消防長となる。）の指示する安全な場所に貯蔵する場合等については、火薬類取締法により規制される。

2 「がん具用煙火」とは、がん具として用いられる煙火その他のこれらに類する煙火であって、火薬類取締法施行規則（昭和25年通産省令第88号）で定めるものをいう。

第1項及び第2項は、同省令第91条第2号に規定する数量（原料をなす火薬又は爆薬の数量が25キログラム。ただし、クラッカーボールにあつては5キログラム）以下のがん具用煙火について、第3項は同省令第91条第2号で定める数量の5分の1以上同号で定める数量以下のがん具用煙火について適用される。

なお、公益社団法人日本煙火協会が自主的に行う検査に合格した「がん具用煙火」には、安全基準等に適合していることを証する表示及び合格を証する表示が付されることになっている。

表示の例



3 第1項に規定する「火災予防上支障のある場所」とは、次のような場所をいう。

- (1) 危険物、指定可燃物、火薬類、高圧ガス、その他可燃物等の近くの場所
- (2) 建物の内部、建物と建物の間の狭い場所及び家屋の密集した場所
- (3) 強風注意報等が発令されている区域

4 第2項の規定は、一般的注意事項を規定したもので、炎、火花及び高温体との接近を避けるべきことを規定したものである。

(1) 炎、火花及び高温体との接近防止のための措置

(2) がん具用煙火の近くで燃焼器具等を使用しない。

(3) がん具用煙火の近くでの火花を発する作業（溶断、溶接作業等）をしない。

(4) 店頭で陳列する場合は、ふた又は覆いを用い、たばこの吸殻等の火源が入ることを防止する。

(5) 周囲が高温となる照明器具を近付けない。

また、高温体との接近を避ける趣旨を考慮すると、直射日光を避けるための措置などの配慮をする必要があると考えられ、すだれ、日除け等又は覆い等により直射日光を避けることとなる。

5 第3項は、一定数量以上のまとまった量のがん具用煙火について、より高い安全のための措置を要求したものであり、不燃性の容器の中には、難燃性の容器は含まれないものである。

(化学実験等)

第27条 火災の発生のおそれのある化学実験その他これに類する操作をする場合には、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 蒸留、抽出、合成等の操作に際しては、内容物の加熱、過圧又は急反応による発火を防止するために有効な抑制措置を講じること。
- (2) 蒸発、粉碎、水素添加等の操作に際しては、内容物から発散するガス、蒸気又は粉じんの爆発を防止するために、裸火の使用を避け、かつ、有効な換気、集じん又は防爆措置を講じること。
- (3) かくはん、遠心分離、洗浄等の操作に際しては、内容物の流出飛散による引火を防止するために有効な誘導回収措置を講じること。
- (4) 鍛造、鑄造、焼きなまし等の操作に際しては、引火性又は可燃性物質の接触又は接近による発火を防止するために有効な遮熱措置を講じること。
- (5) 加工、輸送、収納等の操作に際しては、内容物の漏えい、摩擦又は衝撃による発火を防止するために、有効な腐食防止、破裂防止又は緩衝措置を講じること。
- (6) 前各号に規定するもののほか、火災予防上有効な措置を講じること。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、火災の発生のおそれのある化学実験や操作等を行う場合における遵守事項について規定したものである。
- 2 第1号は、次に掲げるような加熱、加圧又は急反応に応じる抑制措置を講じることが必要であるため規定したものである。
 - (1) 加熱、加圧を急激に行わないこと。
 - (2) 加熱はなるべく熱交換剤を用いた間接方式とすること。
 - (3) 温度、圧力を調整できる装置を取り付けること。
 - (4) 過熱を冷却し、過圧を逸散できる装置を取り付けること。
- 3 第2号は、次に掲げるような換気、集じん又は防爆の措置を講じることが必要であるため規定したものである。
 - (1) 爆発性混合気体の発生が最小限となる操作方式とすること。
 - (2) 爆発性混合気体を屋外の安全な場所に排出できる通風又は換気設備・排出設備を取り付けること。
 - (3) 爆発火源となる裸火、機器類を排除すること。
 - (4) 電気機器類を密閉式耐爆型とすること。
- 4 第3号は、次に掲げるような溢流、飛散に対する誘導回収の措置を講じる必要があるため規定したものである。

- (1) 引火性物質の仕込み量を必要最小限にとどめること。
- (2) 引火性物質の供給を停止し、案内誘導し、又は回収できる装置を取り付けること。
- (3) 機器に摺動又は回転速度を減少できる装置を取り付けること。
- (4) 機器を有蓋密閉式とし、内部の状態がわかるゲージ類を取り付けること。

5 第4号は、次に掲げるような遮熱措置を講じることが必要であるため規定したものである。

- (1) 可燃物を必要最小限にとどめること。
- (2) 可燃物の受熱温度を常に発火点以下に保つこと。
- (3) 可燃物と高温物の中間に不燃材で造った衝立を設けること。
- (4) 高温物の操作場所は床面を不燃材料で構成すること。

6 第5号は、次に掲げるような防食、防破又は緩衝の措置を講じることが必要であるため規定したものである。

- (1) 破損しやすい装置、器具類を粗暴に取り扱わないこと。
- (2) 腐食しやすい装置、器具類を防錆処理すること。
- (3) 機器の軸受け等に注油し、又は不必要な振動を軽減できる装置を取り付けること。
- (4) 静電気の蓄積を防止できる装置を取り付けること。

7 第6号は、第1号から第5号までの規定によるほか、各種の操作に当たって火災予防上必要とする措置を定めたもので、次に掲げる事項を守らなければならないことを規定したものである。

- (1) 容器、配管類の混同しやすいものを色分けすること。
- (2) 熱源の供給を遮断できる装置、過熱、過圧防止装置等の緊急保安装置を取り付けておくこと。
- (3) 燃料、溶剤類の引火性及び導電性を安全化すること。
- (4) 必要時以外の係員の出入りを禁止すること。特に、工事人などの立入りには十分注意すること。
- (5) 実験者又は操作する者が、絶えず代わる場合又は特殊な操作等には操作方法、緊急時の措置などを周知させ、その旨を見やすい場所に明示しておくこと。
- (6) 消防設備は有効に活用でき、かつ、容易に操作できる位置に設けること。
- (7) 操作する場所は、必要に応じ防火上有効な区画をすること。
- (8) 常に整理・整頓に努め、廃棄物は安全な方法で処理すること。

8 用語の解釈は、次に掲げるとおりである。

- (1) 「火災の発生のおそれのある化学実験」とは、危険物、指定可燃物その他の危険な物質を取り扱うことにより火災の発生のおそれが予想される場合をいい、化学実験などの操作上、可燃性ガス、引火性蒸気、高圧ガス、爆発性物質、静電気及び火花等の生成、発生並びに火気の使用など危険な状態を生じるような事象がある。

化学実験などにおける諸操作は化学実験のみに限定されるものではなく、一般工場、作業所等においても化学実験と同様な火災の発生のおそれのある操作を行っており、本条ではこれを「その他の操作」としている。

- (2) 「蒸留」とは、溶液中の特定の成分を分離する目的で溶液をその沸点まで熱し、蒸気を冷却して再び液体とする操作をいう。
- (3) 「抽出」とは、溶媒を用いて固体又は液体試料の中から成分物質を溶解させて分離する操作をいう。
- (4) 「合成」とは、物質をある物理的、化学的条件のもとで結合（分離）させ別の物質を造る操作をいう。
- (5) 「蒸発」とは、気体以外の状態にある物質を気体にする操作をいい、固体から直接気体になる「昇華」も含まれる。
- (6) 「粉碎」とは、固体を細かくする操作をいう。
- (7) 「水素添加」とは、不飽和結合に水素を付加し、水素化物を造る操作をいう。
- (8) 「かくはん」とは、物質の性状（温度混合割合等）を均一なものとする操作をいう。
- (9) 「遠心分離」とは、遠心力を利用して液体（気体）中に分散する固体粒子、あるいは密度の異なる二液混合物を分離する操作をいう。
- (10) 「鍛造」とは、熱処理した金属を鍛錬しながら種々の形に変える操作をいう。
- (11) 「鑄造」とは、加熱溶融した金属を型に入れて徐冷し、所要の形に造る操作をいう。
- (12) 「焼きならし」とは、金属の物理的性質を改善するため、金属を一定温度まで均一に加熱した後、静かに空気中で冷却する操作をいう。
- (13) 「加工」とは、物質の形状を変えるために所要の機械的仕事を施す操作をいう。
- (14) 「収納」とは、所要の容器に物質を入れる操作をいう。

9 貯蔵及び取扱いをする危険物や指定可燃物の種類により、第30条から第34条の3までの該当する規定が適用となるのはいうまでもない。

(作業中の防火管理)

- 第28条** ガス若しくは電気による溶接作業、自動車の解体等の溶断作業、グラインダー等による火花を発生する作業、トーチランプ等による加熱作業、アスファルト等の溶解作業又は鋸打作業（以下「溶接作業等」という。）は、可燃性の物品の付近においてこれをしてはならない。
- 2 自動車の解体作業においては、溶断作業を行う前に燃料等の可燃性物品の除去及び消火用具の準備を行い、かつ、除去した燃料等の適切な管理を行わなければならない。
 - 3 溶接作業等を行う場合は、火花の飛散、接炎等による火災の発生を防止するため、湿砂の散布、散水、不燃材料による遮熱又は可燃性物品の除去及び作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。
 - 4 政令別表第1に掲げる防火対象物（同表(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。以下第40条及び第41条において同じ。）及びこれらの防火対象物の用途に供するため工事中の建築物その他の工作物において、可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを著しく発生する作業を行う場合は、換気又は除じん、火気の制限、消火用具の準備、作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。
 - 5 作業現場においては、火災予防上安全な場所に吸殻容器を設け、当該場所以外の場所では喫煙してはならない。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、可燃物の近くにおいて、火炎が伸張し、又は火花が飛散するような作業を行うことを禁止したものである。
- 2 第1項の規制対象は、家庭で行う一時的な行為等はこれらに該当しない。作業所や工事現場において行う一定の事業目的に従って反復継続する一連の工作又は技術的行為が典型的な対象であり、一時的作業であっても、アスファルトの溶解又は事業所における改装等に伴う作業等も含まれる。

なお、当該作業を行うについて第45条各号の一に該当する場合は、当該届出が必要となる。

「火花を発生する作業」にはグラインダーによる作業のほか、鑿たがねによるはつり作業等がある。

「加熱作業」には、トーチランプによるもののほか、バーナーによるもの等がある。
- 3 第2項の規定は、自動車の解体作業における安全管理の徹底を図るために、規定したものである。
 - (1) 「燃料等の可燃性物品」とは、ガソリン等の引火性物品のほか、シート等の溶断作業において着火しやすい物品をいうものである。
 - (2) 「燃料等の適切な管理」とは、抜き取った燃料を鋼製の容器に入れ、所定の場所で保管すること等のほか、その量によっては、少量危険物の貯蔵及び取扱いの基準によるなど、それぞれの物質、物品の性質及び量に応じた適切な管理を行うべきことをいうものである。

4 第3項及び第4項の「火災予防上必要な措置」とは、次に掲げるものが考えられる。

- (1) 作業の開始前、周囲の安全を確認し、必要な措置を行う。
- (2) 点火源となるおそれのある原因を排除する。
- (3) 監視人を置く。
- (4) 作業中は、関係者以外の者の出入りを禁止する。
- (5) 火花の飛散等による火災の発生の防止をする。

5 4(5)の火花の飛散等による火災の発生の防止を図るためには、政令第4条の3第4項に規定する防炎性能を有する工事用シートを用いることが有効であり、これには、日本工業規格（J I S A 1 3 2 3 建築工事用シートの溶接及び溶断火花に対する難燃性試験方法）の試験において合格した次の難燃性シートが含まれる。

A種— 厚さ9ミリメートルの火花発生用鋼板を溶断するとき発生する火花で、シートが発炎したり、溶融した孔や織り目の隙間などから抜け落ちた火花によって判定用マット紙が発炎することのないもので、これに該当するものはシリカ等の無機質のものである。

B種— 厚さ4.5ミリメートルの鋼板を溶断するときの火花によるもので、これに該当するものはガラス繊維を基材として無機質又は耐熱性の樹脂でコーティングしたものである。

C種— 厚さ3.2ミリメートルの鋼板を溶断するときの火花によるもので、これに該当するものはガラス繊維に合成樹脂をコーティングしたものである。

この措置については、条例のほか建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）上も同様の規定があり、建基令第136条の8において「建築工事等において火気を使用する場合には、その場所に不燃材料の囲いを設ける等防火上必要な措置を講じなければならない。」とされている。

6 第4項は、通風又は換気が不十分な場所において、可燃性の蒸気、ガス又は爆発性若しくは可燃性の^{こまじん}粉塵を発生する作業を行う場合の規制であって、十分な換気、除塵を行うか、又は火気の使用を禁止する等の措置を講じ、さらに作業中の監視及び作業終了後異常の有無を確認することを義務付けたものである。

また、労働安全衛生規則第262条、第279条、第286条にも同様の規定がある。

7 第5項の「作業現場」とは、本条第1項でいう作業を行う場所に限らず、あらゆる場所をいう。ただし、道路の掘削工事等で作業そのものの内容が火災と関係なく、周囲にも可燃物のない作業を除く。

8 「火災予防上安全な場所」とは、次に示すとおりであり、当該場所には消火の準備又は喫煙場所である旨の標識の掲出等の措置が施してあることが望ましい。

- (1) 周囲に可燃物がない場所であること。
- (2) 適当な広さを有すること。
- (3) 付近で危険作業が行われていないこと。

第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて消防長が指定した区域において喫煙をしないこと。
- (6) 残火（たばこの吸殻を含む。）及び取灰又は火粉を始末すること。
- (7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、法第22条第4項の規定に基づき、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について規定したものであり、第25条のたき火に対して特別規定の関係にあることから、本条が優先適用されることになる。また、本条の規制を受ける者は、本条の制限行為を自ら行おうとする者である。

なお、本条の規定に違反した者については、法第44条の罰則が適用される。

- 2 「火災に関する警報」とは、法第22条第3項の規定に基づき、市長が発するものである。この警報は、風、湿度等気象の状況が火災予防止危険であるとして気象庁長官、管区気象台長、地方気象台長若しくは測候所長から県知事を通じて通報があったとき又は市長が気象の状況から見て、火災予防止危険であると認めたときに発令される。

当市においては、予防規則第3条により発令基準が定められ、「浜松市消防長に対する事務の委任に関する規則」（平成14年市規則第46号）により消防長が発令する。

『 発令基準

ア 実効湿度が60パーセント以下であって、最少湿度が35パーセント以下かつ平均風速が毎秒8メートルを超える見込みのとき

イ 平均風速毎秒10メートルを超える風が1時間以上連続して吹く見込みのとき

』

なお、気象業務法（昭和27年法律第165号）の規定により、県の機関を通じて市に対し、気象官署から気象注意報が発せられるが、これは、ここにいう「火災に関する警報」とは、法律上別のものである。したがって、火災気象通報（乾燥・強風）が発せられた場合においても、法第22条第3項の火災警報が発せられない限り、本条の規制が及ぶものではない。

- 3 火災警報信号は、法第18条第2項の規定に基づき、省令第34条第4項によって火災警報発令信号及び火災警報解除信号に区分され、かつ、同別表第1の3によってその信号方法が示されている。
- 4 法第23条が気象条件にとらわれない平常時における「たき火」及び「喫煙」の規制であるのに対し、本条は異常気象時における裸火の使用から屋外における火入れ等にいたるまでの多岐にわたる、出火源となり易い火の使用の制限である。
- 5 第1号の「火入れ」とは、森林法（昭和26年法第249号）に基づく火入れをはじめ、原野、堤防等において、ある区域内の草木等を焼却除去しようとする行為の全てを指す。
- 6 第2号の「煙火」はがん具用煙火も含む。
- 7 第3号及び第4号の「屋外」とは建築物の外部をいうものであり、敷地内であるか否かを問わない。
- 8 第3号の「火遊び」とは、火の持つ本来の効用を利用するだけでなく、単に好奇心を満足させるため、火を使い、又は漫然と退屈しのぎ等のために火を燃やす行為をいう。
また、「たき火」とは第25条【**解釈及び運用**】2参照すること。
- 9 第4号の「引火性又は爆発性の物品」とは、引火性の物品及び爆発性の物品を含む全ての燃えやすいものを総称している。
- 10 第6号の「残火」及び「取灰」は、いずれも何らかの火を使用する行為があった後に残されたものを指す。
- 11 第7号の「裸火」については、第23条【**解釈及び運用**】4参照すること。